

## 第 37 回 浜田市農業委員会総会会議議事録

日 時：令和 6 年 2 月 27 日（火）9：30～10：37

場 所：浜田市役所 4 階 講堂 A B

### 1 出席委員

#### 【農業委員】（13 名）

1 番 原田 義一      3 番 佐々木京子      4 番 柿元 信次      5 番 川本 聖光      6 番 野上 省三  
9 番 河崎 健      10 番 宮崎 龍生      11 番 玉田 一      12 番 高橋 伸幸      13 番 大崎 健太  
14 番 中田 善喜      16 番 佐々森義見      17 番 渡辺 弘之

#### 【農地利用最適化推進委員】（17 名）

1 番 前田 正典      2 番 徳田マスエ      3 番 永見 繁廣      4 番 小谷 保雄      5 番 小川 明人  
6 番 領家 悟      8 番 岡本 定文      9 番 藤若 裕香      10 番 橋本 安延      12 番 小松原常雄  
13 番 渡邊 弘登      14 番 河野 恒弘      14 番 近重 邦昭      16 番 田村 邦麿      17 番 岡田 勝  
18 番 大谷 数義      19 番 長野 昭三

### 2 欠席委員

#### 【農業委員】（5 名）

2 番 三浦 寿紀      7 番 岡本 健治      8 番 青葉 真      15 番 林 秀司      18 番 奥迫 忠幸

#### 【農地利用最適化推進委員】（1 名）

11 番 申崎 美之

### 3 総会次第

#### (1) 会長挨拶

#### (2) 議題

#### ○報 告

農地法第 5 条の規定による許可の取り消しについて（1 件）  
公共事業による廃土処理届出について（3 件）

#### ○議 案

議第 1 号 農用地利用集積計画の策定について（利用権設定 5 件、所有権移転 1 件）  
議第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（4 件）  
議第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（3 件）  
議第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（6 件）  
議第 5 号 転用統制外証明願について（非農地証明願）（3 件）  
議第 6 号 令和 6 年度農作業標準賃金（案）について

令和 6 年 2 月 27 日

浜田市農業委員会  
会長 原 田 義 一

### 4 事務局出席職員

農業委員会事務局：新開事務局長、岡本農地係長、佐々木主任主事

産業経済部農林振興課：松本事務員

しまね農業振興公社：植本農地集積相談員

議 長	<p>はじめに総会を開催するにあたり、浜田市農業委員会会議規則第 4 条により、本日の出欠状況等の報告を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>本日、欠席の通告がありました農業委員は、2 番 三浦委員、7 番 岡本委員、8 番 青葉委員、15 番 林委員、18 番 奥迫委員の 5 名です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する過半数に達しており、総会は成立いたします。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員の欠席は、11 番 串崎美之委員から届出が出ております。それでは、浜田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局から報告がありましたように、本日の総会は成立しております。ただいまから第 37 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>続いて、浜田市農業委員会会議規則第 15 条に規定する議事録署名委員を指名いたします。16 番 佐々森義見委員、17 番 渡辺弘之委員、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の議事が円滑に進行できますよう、委員のみなさまのご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事「報告」に入ります。報告は、農地法第 5 条の規定による許可の取り消しが 1 件公共事業による廃土処理届出が 3 件 です。事務局の説明をお願いいたします。なお、事前の質問等がありましたら、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はじめに、農地法第 5 条の規定による許可の取り消しについて説明します。資料をご覧ください。この届出は、令和 5 年 11 月 24 日の総会で承認許可いただいた案件です。取消の内容は、転用計画どおりの事業実施ができなくなったため、今回の農地法第 5 条の議案で、工事の施主を譲受人として改めて申請されています。</p> <p>続きまして、公共事業による廃土処理届出について説明します。1 件目の「5 号」について説明します。資料をご覧ください。届出は、旭町丸原の田畑、6 筆、8,257 m<sup>2</sup>です。事業内容は、家古屋川 防交交付金(総流防)工事に伴う廃土 990 m<sup>2</sup>を、工事箇所近くで、経済的に廃土できる届出地に廃土されます。期間は、令和 6 年 3 月 15 日から令和 7 年 7 月 1 日までの予定で、廃土処理中に周辺農地や河川に流出しないように必要に応じて対策を講じることとされています。また、廃土後は、畑として整備し、土地所有者へ返還されます。</p> <p>2 件目の「6 号」について説明します。届出は、旭町都川の田、2 筆、3,049 m<sup>2</sup>です。事業内容は、都川川防交交付金(総流防)工事等に伴う廃土 6,194 m<sup>2</sup>を、工事箇所近くで、経済的に廃土できる届出地に廃土されます。こちらは令和 4 年 11 月 15 日より令和 7 年 3 月 31 日までの予定で、廃土処理中に周辺農地や河川に流出しないように必要に応じて対策を講じることとされています。また、廃土後は、畑として整備し、土地所有者へ返還されます。</p> <p>3 件目の「7 号」について説明します。届出は、弥栄町程原の田、5 筆、3,637 m<sup>2</sup>です。事業内容は、広域基幹林道整備事業金城弥栄線道路工事に伴う廃土 12,000 m<sup>2</sup>を、工事箇所近くで、経済的に廃土できる届出地に廃土されます。期間は、令和 3 年 8 月 25 日から令和 9 年 3 月 31 日までの予定で、廃土処理中に周辺農地や河川に流出しないように必要に応じて対策を講じることとされています。また、廃土後は、畑として整備し、土地所有者へ返還されます。</p> <p>続きまして農業用施設に供する届「2 号」についてです。資料をご覧ください。届出は、金城町下来原の田、1 筆、3,453 m<sup>2</sup>のうち 75 m<sup>2</sup>で、農地への進入</p>

路です。工事期間は、令和6年2月10日から2月末日までの予定です。  
事前質問はありませんでした。以上です。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議案に入ります。議第1号、農用地利用集積計画の策定について、浜田市より農業委員会へ議決を求められています。なお、事前の質問等がありましたら、事務局の説明をお願いします。

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について、浜田市から農業委員会へ議決を求められています。農用地利用集積計画（案）をご覧ください。農業者の皆さまから申出のありました「利用権設定は、5件、11筆、14,921㎡」、「所有権移転は、1件、7筆、4,839㎡」で、同法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されています。公告期間は、令和6年2月28日から令和6年3月12日までの14日間、開始日を令和6年3月1日以降とされています。  
事前質問はありませんでした。以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。  
無いようですので採決に入ります。農用地利用集積計画について、承認いただける農業委員、推進委員の挙手をお願いします。

委員 ～ 挙手、全員 ～

議長 全員挙手です。承認いたします。  
続きまして議第2号 農地法第3条の規定による許可申請は、4件です。事務局の説明をお願いします。

事務局 1件目の「33号」について説明します。資料をご覧ください。申請は、宇野町の畑、2筆、433㎡で、無償による所有権移転です。譲渡事由は、県外に在住しており、耕作ができないため。譲受事由は、対象農地を取得し耕作したいためで、みかん、栗を栽培されます。周辺地域との関係、申請者意見等については、「万一被害が生じた場合には、譲受人の責任において対処する。」と申請されています。

2件目の「34号」について説明します。資料をご覧ください。申請は金城町下原の畑、1筆、215㎡、有償での所有権移転です。譲渡事由は、高齢で耕作が困難であり今後も耕作ができる見通しが立たないため、農業従事者である譲受人に売却する。譲受事由は、農地を耕作し管理するため取得することによって、野菜を栽培されるそうです。周辺地域との関係、申請者意見等については、「問題が生じた場合は、関係当事者間で話し合いの上、責任をもって対処する。」と申請されています。

3件目の「35号」について説明します。資料をご覧ください。申請は、金城町今福の田、1筆、1,390㎡、空き家バンクを利用した有償の所有権移転です。譲渡事由は、相続により取得したものの、遠方に住んでおり管理ができないため。譲受事由は、該当地区へ転居し、対象農地を耕作したいためで、水稻を作付けされるそうです。周辺地域との関係、申請者意見等については、「集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用法の違いによる耕作への支障が出た場合は、当事者間で話し合っ解決したい。」と申請されています。

資料にあります「36号」は取り下げられましたので、今回審議はしません。

4 件目の「37 号」について説明します。資料をご覧ください。申請は野原町の畑、2 筆、769 m<sup>2</sup>、有償での所有権移転です。譲渡事由は、宅地転用する農地と合わせて、売却したいため。譲受事由は、該当農地を取得し、耕作したいためで、野菜、みかんを作付けされるそうです。周辺地域との関係、申請者意見等については、「周囲に及ぼす影響は特になく、万一被害が生じた場合には、譲受人の責任において対処する。」と申請されています。

33 号から 37 号につきまして、所有権移転後の農地の利用、労働力、地域との関係に問題がなく、農地法第 3 条第 2 項の不許可事由に該当しないと判断いたしました。

事前質問はありませんでした。以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長

続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。「33 号」につきまして、「14 番 中田委員 もしくは河野委員」補足説明がありましたらお願いします。

河野委員

事務局から説明があったように、問題ないと思いますのでよろしく願いします。

議 長

続きまして、「34 号」につきまして 13 番 渡辺委員から補足説明がありましたらお願いします。

渡辺委員

先般、現地確認に行きましたが、事務局の説明とおりでですのでよろしく願いします。

議 長

続きまして、「35 号」につきまして 7 番 岡本委員、もしくは 4 番 小谷委員から補足説明がありましたらお願いします。

小谷委員

先般、事務局と岡本委員と現地確認をしました。説明がありましたように、これから金城に入って耕作すると聞いておりますので、よろしく願いします。

議 長

続きまして、「37 号」につきまして 19 番 長野委員から補足説明がありましたらお願いします。

長野委員

ただ今、事務局から説明がありましたとおりでですので、よろしく願いいたします。

議 長

その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。  
無いようですので、採決に入ります。農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委 員

～ 挙手・全員 ～

議 長

挙手、全員です。承認といたします。

議 長

続きまして、議第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請は 3 件です。事務局の説明をお願いします。

事務局

農地法第 4 条の規定による許可申請の 1 件目、「15 号」について説明します。

資料をご覧ください。申請は、津摩町の畑、1筆、115㎡です。転用目的は、駐車場で、事前の届出がなく駐車場としたことによる顛末書を添えておられ、資金証明は転用済のためありません。被害防止対策等につきましては、「万一被害が発生した場合は、関係当事者間で話し合い、責任をもって対処する。」と申請されています。許可の判断は、第3種農地のため原則許可の農地であり、農業上の土地利用との調整が調ったものであり、農地法施行規則第44条第3号に該当する農地と判断しました。

2件目、「16号」について説明します。資料をご覧ください。申請は、三隅町下古和、畑、1筆、151㎡です。転用目的は、駐車場で、地元の親戚に管理を任せていたが、農地法の知識がなく無断で土地造成して駐車場としたことにより顛末書を添えておられ、資金証明は転用済のためありません。被害防止対策等につきましては、「被害の及ぶ恐れはないと思われるが、万一の場合は関係当事者間で話し合いの上、責任をもってこれに対処する。」と申請されています。許可の判断は、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない、農地法第4条第6項の不許可の事由に該当しないと判断しました。

3件目、「17号」について説明します。資料をご覧ください。申請は、日脚町の畑、1筆、753㎡です。転用目的は、こちらも駐車場です。長らく耕作をしていなかったため、農地であることを失念しており、許可なく駐車場としたことで始末書を添えておられ、資金証明は転用済のためありません。被害防止対策等につきましては、「周囲に被害を及ぼす恐れはないと思われるが、万一の場合には、関係当事者間で話し合いの上、責任をもってこれに対処する。」と申請されています。許可の判断は、第3種農地のため原則許可の農地であり、農業上の土地利用との調整が調ったものであり、農地法施行規則第44条第3号に該当する農地と判断しました。

事前質問はありませんでした。以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。「15号」及び「17号」につきまして、1番 前田委員から補足説明がありましたらお願いします。

前田委員

今月9日に事務局の方と現地確認をしました。顛末書も出ておりますのでよろしく願いします。

議長

続きまして、「16号」につきまして、6番 野上委員もしくは領家委員から補足説明がありましたらお願いします。

野上委員

申請のありました農地ですが、地域の人に管理を任せておられましたが、長い期間都会に出ておられて亡くなられてまして、農地法の知識もなく駐車場になってしまったものです。よろしく願いします。

議長

その他、皆様方から何かありましたらお願いします。  
ありませんか。

無いようですので、採決に入ります。第4条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委員

～ 挙手、全員 ～

議 長

挙手、全員です。承認いたします。

続きまして、議第4号 農地法第5条の規定による許可申請は6件です。事務局の説明をお願いします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請の1件目「29号」について説明します。資料をご覧ください。申請は、下府町の畑、1筆、103㎡で、所有権移転は有償で、資金証明は融資証明書を提出されています。転用目的は個人住宅で、譲受人は浜田市に転入して自己の居宅を建築したいと申請されています。隣接している宅地1筆、211.6㎡と合わせて整備される予定です。予定工事期間は、許可日から令和7年3月31日までと申請されています。被害防止対策等につきましては、「雨水及び生活雑排水は隣接する公共下水道へ放流するので周辺への影響はなく、万一異議被害が発生した場合は関係当事者間で話し合い、責任をもって対処する。」と申請されています。許可の判断は、第3種農地のため原則許可の農地であり、農業上の土地利用との調整が調ったものとして、農地法施行規則第44条第3号に該当する農地と判断しました。

2件目「30号」、3件目「31号」について説明します。資料をご覧ください。申請は、野原町の畑、1筆、181㎡と、同じく畑、1筆、219㎡です。この申請は、報告事項で取消いたしました案件です。許可申請の内容は、譲受人を施工業者から個人に変更されるもので、令和5年11月24日に総会で承認許可いただいたものと同じ内容で、個人住宅を整備されるものです。予定工事期間は、許可日から令和7年3月31日までと申請されています。必要書類等も前回と同様に提出いただいております、それぞれに融資証明書を提出されました。許可の判断も同様で、第3種農地のため原則許可の農地であり、農業上、土地利用との調整が調ったものとして、農地法施行規則第44条第3号に該当する農地と判断しました。

4件目「32号」について説明します。資料をご覧ください。申請は、下府町の畑、1筆、262㎡を使用貸借するもので、資金証明は残高証明書を提出されています。転用目的は個人住宅で、使用借人は実家で親と同居しているが、家の老朽化により申請地に建て替えたいと申請されました。予定工事期間は、許可日から令和6年9月30日までと申請されています。被害防止対策等につきましては、「住宅の汚水排水は隣接する公共下水に接続して処理する。周囲に被害を及ぼす恐れはないと思われるが、万一の場合は、関係当事者間で話し合いの上、責任をもってこれに対処する。」と申請されています。許可の判断は、第3種農地のため原則許可の農地であり、農業上の土地利用との調整が調ったものとして、農地法施行規則第44条第3号に該当する農地と判断しました。

5件目「33号」について説明します。資料をご覧ください。申請は、野原町の畑、2筆、297㎡で、所有権移転は有償、資金証明は融資証明書を提出されています。転用目的は個人住宅で、現在借家に居住しているが、子供が大きくなり手狭となったので、学校にも今の居住地にも近い申請地を取得し、自己の住宅を建築したいと申請されました。予定工事期間は、許可日から令和6年9月30日までと申請されています。被害防止対策等につきましては、「住宅の汚水排水は合併浄化槽を経由し、市道内の側溝に接続して処理する。周囲に被害を及ぼす恐れはないと思われるが、万一の場合は、関係当事者間で話し合いの上、責任をもってこれに対処する。」と申請されています。許可の判断は、第3種農地のため原則許可の農地であり、農業上の土地利用との調整が調ったものとして、農地法施行規則第44条第3号に該当する農地と判断しました。

6件目「34号」の事業変更について説明します。資料をご覧ください。こちらは平成30年10月22日に総会で承認許可された太陽光発電設備の事業規模を

縮小される申請で、許可面積を、1筆、1,117㎡とするものです。変更前の事業範囲から除外した所については、保全管理を行うとされています。

事前質問をいただいております。「30号」、「31号」の明光建設㈱の都市計画法の理解度について質問がありました。この件については、建築業者側で受け取り方等に相違があったようです。今後は、業者より、法令等を確認し、手続き等を行いますとのことでした。担当課としても、開発許可を行う際には、事前許可、事前に相談をしていただくよう、さらなる周知に努めるとともに、開発許可制度の内容をより分かりやすく精査していくとのことでした。

また、今後の工事工程の予定について質問がありました。住宅建築の完了は、7月20日と9月10日の完了予定と伺っています。

「34号」の保全管理の実行性の担保の有無について質問がありましたが、所有者に確認したところ、土地の返還後も草刈り等の保全管理をされると、説明がありました。

続きまして、「34号」の資料として変更前許可書を添付しておりますが、工作物の太陽光発電パネル枚数が第1期6,960枚と合計6,860枚が異なる理由についての質問がありました。合計6,960枚が正しく、記載誤りでしたので訂正させていただきます。法務局では、番地、地目、登記面積、転用面積等が必要であり、この時点では受付けていただいております。以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。  
「29号」「32号」につきまして、14番 中田委員、もしくは河野委員から補足説明がありましたらお願いします。

中田委員 先般、事務局と農業推進委員と現地確認に参りまして、「29号」については新しい家を建てられるとのことでした。特に問題はないと思います。「32号」については、母屋があって、その横に若い人の家を建てられるということで問題はないと思われますのでよろしくお願いいたします。

議長 続きまして、「30号」「31号」及び「33号」につきまして、19番 長野委員から補足説明がありましたらお願いします。

長野委員 「30号」「31号」につきましては、昨年11月の総会で許可を受けられた案件でございますが、その後都市計画法の関係で、一度取り消しをされたものを再度、個人で申請をされたものでございます。事務局の説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

また「33号」につきましても、事務局のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長 「34号」につきまして、18番 大谷委員から補足説明がありましたらお願いします。

大谷委員 先日、現地を確認しまして、当初の申請の場所と現在、竣工して使用している土地の面積が減っていることは確認しました。特段問題はありませんので、よろしくお願いいたします。

議長 その他、皆様方から何かありましたらお願いします。  
ありませんか。

無いようですので、採決に入ります。第 5 条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委員 ～ 挙手、全員 ～

議長 挙手、全員です。承認といたします。

続きまして、議第 4 号転用統制外証明願（非農地証明願）は 3 件です。事務局の説明をお願いします。

事務局 1 件目の「30 号」について説明します。資料をご覧ください。非農地証明の対象農地は、生湯町の畑、4 筆、2,438 m<sup>2</sup>で、年月日不詳より耕作放棄、現況原野と申請されています。農地区分は、第 2 種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しました。

2 件目の「31 号」について説明します。資料をご覧ください。申請は、三隅町黒沢の畑、1 筆、102 m<sup>2</sup>と、三隅町下古和の田、4 筆、2,176 m<sup>2</sup>の合わせて 2,278 m<sup>2</sup>です。三隅町黒沢は、年月日不詳より耕作放棄地、現況山林と。三隅町下古和は昭和 53 年月日不詳より耕作放棄地、現況原野として申請されています。農地区分は、第 2 種農地です。現地確認の結果、農地としての再生は困難であり、証明可能と判断しました。

3 件目の「32 号」について説明します。資料をご覧ください。申請は、吉地町の田畑、6 筆、1,254 m<sup>2</sup>で、20 年以上前より耕作放棄地となり、現況山林及び原野と申請されています。農地区分は、第 2 種農地です。現地確認の結果、農地としての再生は困難であり、証明可能と判断しました。

なお、事前質問はありませんでした。以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。「30 号」につきまして、18 番 大谷委員から補足説明がありましたらお願いします。

大谷委員 先日、現地を確認いたしました。写真で見ていただくとわかるように、現地は、近所の方にお聞きしますと、「ここから道があって、上がっていたと」言うことで、入ってみようかと思いましたが、現在は道の格好も見当たらないような山林になっていましたので、仕方がないと思いましたがよろしく願いいたします。

議長 「31 号」につきまして、6 番 野上委員、もしくは領家委員から補足説明がありましたらお願いします。

野上委員 先ほどの申請で駐車場になっていたように、所有者本人は都会に出てその後亡くなっており、このような状態になっておりますのでよろしく願いしたいと思っております。

議長 「32 号」につきまして、1 番 前田委員から補足説明がありましたらお願いします。

前田委員 現地確認をしましたが、写真を見ていただいたら分かりますように、田や畑としての再生は難しいと思っておりますのでよろしくご審議をお願いします。



- 議長 その他、皆様方から何かありましたらお願いします。  
ありませんか。  
無いようですので、採決に入ります。議第5号、転用統制外証明願（非農地証明願）について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
- 委員 ～ 挙手、全員 ～
- 議長 挙手、全員です。承認といたします。  
続きまして、議第6号令和6年度農作業標準賃金（案）について事務局の説明をお願いします。
- 事務局 令和6年度農作業標準賃金（案）について説明させていただきます。  
これは、前回の総会后、運営委員会の中で審議いただきました結果でございます。  
稲刈（コンバイン）については、21,500円、乾燥調製（30kg当たり〔製品〕）1,500円、水田防除作業（薬剤は別）10a当たり2,500円、農作業賃金農作業賃金（普通作業）8時間当たり7,300円～8,300円としております。この料金が上がったのは、燃料費等を勘案して、このように上げさせていただきました。
- 議長 事務局から令和6年度農作業標準賃金（案）が示されました。今後から告示されますが、これはあくまでも標準賃金でございますが、何かご意見等ありましたらお願いします。
- 大崎委員 農作業標準ですが、耕作放棄地等で1日草刈りをして7,300円～8,300円では割に合わないと思います。耕作放棄地を1反刈ればいくらかというのがあれば助かります。
- 委員 「それは難しいと思います。」という声あり。
- 議長 大崎委員のような意見も、あると思います。難しいという意見もありますが、いかがでしょうか。これはあくまでも普通の農作業の賃金ですが、
- 大谷委員 私の知っている方で、今のような作業を請け負っておられる方は、草刈り機の刃の消耗代、燃料代、8時間すると13,000円～15,000円の間で請求していると言っておられました。無理のない金額かなあと思いました。
- 議長 今のように1日13,000円くらい、手間プラス機械の損料等がかかると思います。シルバー人材センターでも同じような金額ではないかと思われる。
- 宮崎委員 私たちの旭地域では、1日燃料等含めて、法面含めて15,500円～16,000円くらいです。旭町は急斜面の法面が多いので高いかもしれません。
- 議長 場所によっては、土地の形状によっても変わることと思います。
- 小川委員 私の三隅地域は、地域で草を刈るのは重労働なので、1時間1,500円でやっています。都合のつかない時は、半日でやっている。

- 議 長 場所によって違うので、その辺のところを参考にさせていただければと思いますが。
- 大崎委員 1,500 円から 2,000 円で刈っていただける人がおられる人材がおられたら、お示しいただければ助かります。
- 議 長 今、人材を派遣しているのは、シルバー人材センターだけですかね。
- 事務局 森林組合があると思われれます。あと個人とか。そういう情報をお知らせいただければ、本人の了解が得られれば事務局で取りまとめて情報共有できればと思います。
- 議 長 それでは、草刈りについては、皆さんから情報提供していただければと思います。その他、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。  
ないようですので、議第 6 号令和 6 年度農作業標準賃金（案）についてご承認いただける方の挙手をお願いします。
- 委 員 ～ 挙手、全員 ～
- 議 長 挙手、全員です。承認いたします。  
それでは、今後、告示をさせていただきます。  
なお、草刈りの件については、情報があれば事務局に提供していただければと思いますのでよろしくお願いします。
- 議 長 その他、ご意見等、無いようですので、以上を持ちまして、第 37 回総会を終了します。

終了 午前 10 時 37 分